

平成30年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会 会議録

会議名 平成30年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会

開催日時 平成30年1月18日(木) 16:30から

開催場所 羽幌町役場 2階 幹部会議室

出席した委員 磯崎委員、西村委員、太田委員、加藤委員、米山委員、堀川委員、鉢呂委員

欠席した委員 福井委員、酒井委員

事務局 今村福祉課長、福祉課国保医療年金担当 室谷、藤田
財務課税務担当 山川

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

議題 議案第1号 羽幌町国民健康保険条例等の改正について
議案第2号 羽幌町国民健康保険税条例の一部改正について
その他

平成30年第1回 国保運営協議会議事録

事務局 今村課長	開会宣言
事務局 今村課長	成立報告 委員9名中7名出席 羽幌町国民健康保険条例施行規則第4条により協議会成立を宣言。
駒井町長	挨拶
磯崎会長	挨拶
議長（磯崎会長）	議事録署名委員の指名 羽幌町国民健康保険条例施行規則第11条第2項により、会長が加藤委員と鉢呂委員を指名。
議長（磯崎会長）	議案第1号 羽幌町国民健康保険条例等の改正について事務局に説明を求める。
事務局 今村課長	議案第1号について説明
議長（磯崎会長）	議案第1号について質疑等は無いですでしょうか？
米山委員	平成30年度から税率は変わるのか？
事務局 今村課長	納付金の確定は平成30年2月であるが、概算額にて確認すると現在の税率で足りると判断し、税率の改正は行わない。
議長（磯崎会長）	他に質疑等はありませんか？
委員全員	質疑等無し。報告第1号について全員が承認
議長（磯崎会長）	議案第2号 羽幌町国民健康保険税条例等の改正について事務局に説明を求める。
財務課税務係長	議案第2号について説明
議長（磯崎会長）	議案第2号について質疑等は無いですでしょうか？
加藤委員	実際に留置人の診察をした場合も、保険診療をしないため、減免を行うことに異議なし。
議長（磯崎会長）	他に質疑等はありませんか？
委員全員	質疑等無し。報告第2号について全員が承認
議長（磯崎会長）	その他に質疑等はありませんか？
委員全員	質疑等無し。
議長（磯崎会長）	閉会宣言

羽幌町国民健康保険運営委員名簿

【任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日】

区分	委員名	選任年月日	住所	出欠状況
公益	磯崎清人	H 29. 6. 1	栄町 101番地の26	出席
"	西村教子	H19. 06. 01	南町16番地の69	出席
"	太田睦子	H 25. 6. 1	南大通1丁目 25番地	出席
医師等	加藤隆一	H11. 6. 1	南6条5丁目 13番地の1	出席
"	米山一夫	H 25. 6. 1	南3条3丁目 5番地	出席
"	福井俊之	H 25. 6. 1	南大通2丁目 13番地	欠席
被保険者	堀川理智子	H 9. 6. 1	南7条5丁目 27番地の10	出席
"	鉢呂壽子	H27. 6. 1	緑町66番地の34	出席
"	酒井宏幸	H 29. 6. 1	南3条4丁目 9番地の1	欠席

平成30年第1回
羽幌町国民健康保険運営協議会
議 案

日 時 : 平成30年 1月18日(木) 午後4時30分から

場 所 : 羽幌町役場 幹部会議室 (2階)

議 事 日 程

1. 開 会

2. 町 長 挨 拶

3. 会 長 挨 拶

4. 議事録署名委員の選出

5. 議 題

議案第1号 羽幌町国民健康保険条例等の改正について

議案第2号 羽幌町国民健康保険税条例の一部改正について

6. そ の 他

議案第1号

羽幌町国民健康保険条例等の改正について

このことについて、別紙のとおり提案します。

平成30年 1月18日 提出

羽幌町長 駒井久晃

国保都道府県単位化関連 市町村条例の改正について

1 国保制度改革に伴う羽幌町条例改正検討項目一覧

条例の名称	検討項目	現 行	改 正 (案)	備 考
羽幌町国民健康保険条例	国保運営協議会委員定数	被保険者を代表する委員 3人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人	改正しない	参考:改正法施行令の施行日以降に選任された委員から任期が3年となる
	葬祭費の支給額	葬祭を行うものに対し、葬祭費として「10,000円」を支給する	支給額を「30,000円」に改正	全道「30,000円」に統一
羽幌町国民健康保険税条例	基礎課税額の保険税率	所得割額 100分の6.0 資産割額 100分の50 均等割額 20,000円 平等割額(特定世帯以外) 26,000円	改正しない	北海道から通知される標準保険料率(次表)を参考に税率改正を検討
	後期高齢者支援金等賦課額の保険税率	所得割額 100分の2.2 資産割額 100分の12 均等割額 7,000円 平等割額(特定世帯以外) 7,000円	改正しない	
	介護納付金課税額の保険税率	所得割額 100分の2.1 資産割額 100分の10 均等割額 8,000円 平等割額(特定世帯以外) 8,000円	改正しない	
羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例	基金の設置	「保険給付費等の支払財源調整資金」として設置	「保険給付の安定に資するため」に改正	制度移行後、保険給付費は道からの交付金で全額賄われる
	基金の処分	「保険給付に要する財源に不足を生じた場合、その不足額の財源に充てるとき」 「保健事業の経費の財源に充てるとき」	「設置の目的のため必要があると認めるとき」に改正	

2 北海道から通知のあったH30年度の標準保険料率(概算)

	医 療 分				支 援 金 分				介 護 分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
現行保険税率	6.00%	50.00%	20,000円	26,000円	2.20%	12.00%	7,000円	7,000円	2.10%	10.00%	8,000円	8,000円
標準保険料率 【町算定方式】	5.86%	48.82%	19,829円	25,445円	2.10%	11.47%	6,796円	6,707円	1.88%	8.94%	7,655円	6,661円
標準保険料率	6.73%	—	30,046円	20,826円	2.18%	—	9,752円	6,760円	1.95%	—	12,589円	5,794円

議案第2号

羽幌町国民健康保険税条例の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提案します。

平成30年 1月18日 提出

羽幌町長 駒井久晃

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由

1. 改正の趣旨

平成 29 年 3 月 28 日付け総評相第 47 号に基づき、同年 6 月 28 日付け保国発 0628 第 5 号により、刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険税の減免に関する取扱いの斡旋がありました。

刑事施設出所後の社会復帰を円滑にし、もって、再犯防止にも資する観点から当町においても、上記事由による国民健康保険税の減免を実施したい。

2. 制度の概要

(1) 国民健康保険税の減免

国民健康保険税については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 717 条に基づき、地方団体の長が、条例の定めるところにより、天災その他特別の事情がある場合等において、減免できるとされている。

(2) その他特別の事情

その他特別の事情については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条により、国民健康保険については、被収容者の場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は行わないこととされていること。また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 56 条により、刑事施設における被収容者に対する医療上の措置は、国の責務として、国の費用によって行われ、同法第 65 条により、養護を必要とする被収容者について、養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を行うこととされていることの 2 点から、収容されている期間について国民健康保険税を減免できる特別の事情に該当するものとする。